

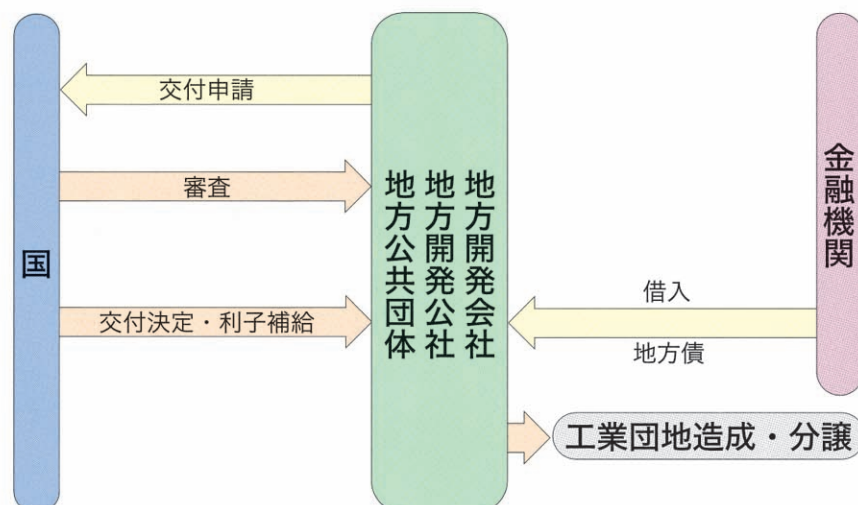
10

電源地域工業団地造成利子補給金

概要：

電源地域における工業導入を促進するため、その受け皿となる工業団地造成を行う地方公共団体等に対して、良好で低廉な工業団地の供給が可能となるよう、その造成に要する資金に充てるため発行、または、借り入れた地方債、または借入金につき、利子支払額の一部を補給する。

交付手続：



問合せ先：

環境立地局産業施設課

制度の変遷：

- 平成4年 ●原子力発電施設等周辺地域工業団地造成利子補給金として運用開始
- 平成5年 ●電源地域工業団地造成利子補給金に名称を変更し、新たに運用開始
●対象地域の変更（原子力周辺から、電源地域のうち誘導地域に）
- 平成11年 ●対象事業の追加（不動産業用地および教育用地の造成）